

## 浦安市規則第26号

浦安市指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

浦安市指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年規則第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を削り、同条第2項中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に、「申請者」を「指定をした者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第3条第1項を削り、同条第2項中「指定の更新」を「法第78条の12において準用する法第70条の2第1項、法第79条の2第1項、法第115条の21において準用する法第70条の2第1項及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定の更新（以下「指定の更新」という。）」に、「別記第5号様式」を「別記第3号様式」に、「申請者」を「指定の更新をした者」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別記第6号様式」を「別記第4号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とする。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項中「別記第10号様式」を「別記第5号様式」に改め、同条第2項中「別記第11号様式」を「別記第6号様式」に改め、同条を第4条とする。

第7条を第5条とし、第8条を第6条とする。

別記第1号様式を削り、別記第2号様式中「第2条第2項」を「第2条第1項」に改め、同様式を別記第1号様式とし、別記第3号様式中「第2条第3項」を「第2条第2項」に改め、同様式を別記第2号様式とし、別記第4号様式を削り、別記第5号様式中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改め、同様式を別記第3号様式とし、別記第6号様式中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改め、同様式を別記第4号様式とし、別記第7号様式から別記第9号様式ま

でを削り、別記第10号様式中「第6条第1項」を「第4条第1項」に改め、同様式を別記第5号様式とし、別記第11号様式中「第6条第2項」を「第4条第2項」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。